

公益財団法人 公益法人協会 第 61 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2021(令和3)年3月4日(木) 15時～16時50分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 7階「見」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(会場出席) 鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、長沼良行、橋本大二郎
(オンライン出席) 太田達男、片山正夫、高宮洋一、早瀬 昇、堀田 力、養 康久、山岡義典、
渡邊 肇
(欠 席) 浦上節子、岸本幸子、田中 皓
(監事出席) 谷村 啓(会場出席)、平川純子(オンライン出席)
(監事欠席) 中田ちず子

5 議 題

決議及び承認事項

- 第1号議案「2021(令和3)年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)
- 第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第9回配分先及び金額の決定」
の件(決議事項)
- 第3号議案「『役員賠償責任保険』2021年度契約締結」の件(決議事項)
- 第4号議案「2020年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)
- 第5号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)

報告事項

- (1) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」最終とりまとめ公表
及び3団体声明
- (2) 一般法人法の改正(3/1 施行)及びその関連事項
- (3) 創立50周年記念募金」の応募状況等
- (4) 「民間法制・税制調査会」進捗状況及び2021年度訪米調査計画
- (5) 2020年度入退会の状況
- (6) 2020年度下期コンプライアンスの状況
- (7) その他報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、理事総数15名中12名がすでに着席又はオンライン出席であり、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。続いて、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『2021年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件(承認事項)

雨宮理事長から事業計画案について説明があった。

2020年初頭に発生した新型コロナウイルスは世界的なパンデミックとなり、政治・経済・社会・文化・教育活動等あらゆる面に未曾有の激変が生じ、この後遺症は2021年度も引き続き持続すると思われる。このような厳しい状況下、非営利法人の財政基盤の脆弱性など、施行後12年を経過した新たな公益法人制度に内在する問題点と改善点がさらに明確になった。今後もあらゆる機会をとらえ、制度の改正・改善を各方面に働きかけ続ける必要があるが、同時に、公益法人自らも襟を正し、正しい情報公開のもと世間の理解と支援を得、ガバナンスを自律的に強化していくことが大切である。

以上のような環境認識のもと、令和3年度は、基本方針として、①2019年度～2021年度をカバーした中期経営計画（『Kプラン』）の最終年度として、必要に応じて同プランの方針の再検討や修正を柔軟に行いつつその達成を期する、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』において採択された大会宣言（財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大の3項目の政策提言）の実現を引き続き重要戦略として位置づけ、またその前提として要請されている公益法人のガバナンスの充実を図る、③組織面、事業面及び管理面において着実な成果を挙げ、当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に注力する、④公益法人界唯一の中間支援組織であることの自覚を常に持ち、会員の声に耳を傾けるとともに非営利セクターのシンクタンクの機能を強化し求心的機能を果たす、⑤明るい職場づくりに努め、収益力強化を前提とした新しい勤務形態を検討する、⑥2022年10月の創立50周年記念事業を段階的に準備し一部を実施する、以上6点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓蒙」>①当協会創立50周年事業の一環である『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）の刊行に向けた体制整備と共に『運営実務（第4版）』『会計実務（第2版）』等の実務書の刊行、②当協会Webサイトのコンテンツの見直しの継続、③創立50周年シンポジウムの具体的な企画策定、④国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人のイメージ、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥ユース(若者)世代との連携関係を企図したインターンシップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①オンライン相談の本格始動等相談室機能のさらなる充実・拡大、②公益性と採算性を分析しウェブセミナーも含めた各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と共に会員等の交流の場としての『公益法人』誌の内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」の新規利用法人の開拓。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の継続実施、「ESG投資研究会」の設置に向けた検討、新たな公益信託制度の活

用に向けた勉強会の開催、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の継続開催、③「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の最終とりまとめ公表動向を注視した要望活動のほか、非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

＜法人管理＞会費収入は重要な収益基盤である。会員サービスを充実させ退会の減少と新規会員獲得に一層努めるとともに会員参加型の会合の開催を企画する。

＜組織運営＞①役員・評議員および専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②一般寄附拡大のためのイメージ戦略の再検討、③当協会創立 50 周年記念事業の実施に係る原資獲得のための募金活動の継続。

続いて、鈴木副理事長より配布資料を元に 2020 年度の財務状況の説明とともに、2021 年度収支予算について説明があった。

まず、2020 年度の財務状況であるが、経常収益が約 2 億 200 万円（2020 年事業計画比 3,300 万円減）、経常費用が約 2 億 400 万円（2020 年事業計画比 3,100 万円減）、当初予算では収支トントンを見込んでいたところ 140 万円程度のマイナスとなる見込みである。2020 年度は公益目的事業だけを見れば大幅なマイナスであったはずであるが、法人会計で大幅なプラスとなったことがこの大きな要因である。具体的に言えば、セミナーの中止に伴う旅費交通費等の減少、出版物の遅れに伴う印刷製本費の減少、システム投資の見送りに伴う減少等のほか、職員賞与について減額をおこなったため、公益目的事業の収入の減少と同時に、公益目的事業、法人管理とも費用が減少し、公益目的事業で約 800 万のマイナスが発生した一方、法人会計が約 700 万円のプラスになった結果、収支見込はマイナス 140 万円で済んだという状況にある。

2021 年度収支予算は、経常収益が 2 億 2,300 万円（2020 年度決算見込比 2,000 万円増）、経常費用が 2 億 2,400 万円（2020 年度決算見込比 2,400 万円増）とし、経常増減はマイナス 163 万円の計画である。収益については、受取会費が 2020 年度と同程度の計画とした一方、事業収益は 1 億 680 万円と 2020 年度見込みに対して 200 万円プラスの予算を組んだ。このうち出版事業収益が 1,750 万の計画であり、2020 年度の計画と同じ数値であるが、2020 年度においてコロナ他諸事情により出版できなかった書籍の出版を 2021 年度に再度チャレンジしたいと考えている。また、セミナー事業収益は 7,100 万円の計画であり、2020 年度見込比 1,600 万円増であるが、セミナー事業はコロナの影響をまともに受ける事業であるとは言え、中期経営計画の達成のこともありこのまま先細りというわけにはいかないため、2021 年度は平常状態に復活できることを祈ってそれなりの水準で確保したいと考えた。また、寄附募集に力を入れようと述べている一方で受取寄附金の予算は 200 万と前年度比 50 万円減での計画としたが、2020 年度決算見込みでは 342 万円と当初計画より大幅に増えた状況にある。

経常費用は、人件費について、2020 年度決算見込比 600 万円増を計画しているがこれは 2020 年度に減額した職員賞与等の支給と、役員 1 名の報酬の増加（長沼新理事）、経理担当職員の増員によるものである。また、物件費は、2020 年度決算見込比 1,400 万円増を計画しているが、セミナーの復調に伴い、旅費交通費 500 万円増、通信運搬費 100 万円増を計画していることによる。

なお、経常外収益で 2020 年度の見込に 545 万が計上されているが、これは持続化給付金 200 万円、家賃支援給付金 324 万円、都の家賃等支援給付金 20 万円等が臨時に入ったものである。

結果、正味財産の期末残高は、2020年度7,200万円の予算に対し、大幅な収益悪化にも関わらず7,374万まで増加する見込であり、経常外の収益があったことにより財務上は健全性を維持することができているのではないかと考えている。

なお、資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(叢理事) 質問の一点目は、相談室事業収益が当初予算38万から650万円見込みへと非常に増えた要因は何か。二点目は、出版事業収益が800万円ほど減っているが、印刷製本費は300万円くらいしか減っていない。収益の減り方に比べて費用の減り方が少ないような感じがするかどうか。三点目は、セミナー事業収益について、来期はウェブによるセミナーをかなり積極的に進められるのであれば交通費や会場費はおさえられるので、より収益性の高いセミナーを行えるのではないかと。

(鈴木副理事長) 一点目については、相談室事業収益の大部分は、内閣府からの委託を受けた「相談会」事業収益である。競争入札により今年度は受託できたが、来年度については入札予定段階にあるので具体的な数字を入れられない状況にある。二点目の出版事業の経費の構造は、印刷製本費は確かに300万円くらいの減少だが、これ以外に本の出版にかかわらず執筆者に対する原稿料の支払いがあり、印刷製本費以外にも費用がかかる。三点目のセミナーについては、今後ウェブの開催を検討するが軌道に乗る分と乗らない分があり、実際のセミナーをやってその場所からウェブで引く、実開催の変形でやっているものがあり、出来上がったものを機械的に送り会員が自由に視聴するという一般商品化はまだ行っていない。どのようにやれば会員が喜び、我われのコストも減るかということを探しているところであり、計画は実開催をベースにしたものである。

(叢理事) 必ずしもオンデマンドのものでなくとも、実開催しなくても逆に完全にウェブだけでやることも可能なので工夫してはどうか。コロナの問題だけでなくウェブをうまく活用して事業の収益性を高め、また多くの方、遠隔地の方にセミナーに参加していただくことも可能だと思うので、検討していただけたらと考える。

(鈴木副理事長) 実際には検討しトライアルを行ったものの、技術的にうまくいかなかったこともある。トレンドとしてはそういう方向だと思うので、極力検討したい。

(片山理事) 事業計画の説明のなかで、ESG投資について、公益法人の保有資金の運用対象としての是非を検討しその情報を会員等に提供するという話があったが、具体的にはどのようなことを考えているのか。公益法人としてふさわしい投資先、ふさわしくない投資先を示すということ想定しているのか。

(雨宮理事長) まず公益法人に対しアンケートを行ったり、専門家の話を聞いたりすることからである。ある財団から研究助成をいただく話があるので、まずフィージビリティのようなことをやり、その後、研究をした方がよいということが分かれば研究会を開催する。

(片山理事) それが「ESG投資研究会」とつながるのか。

(雨宮理事長) そのとおりである。

(橋本理事) オンラインの時代になったために、講演で生計を立てていた人が定期的にオンラ

インの講義をやっている、1回 3,000 円と高いが 300 人を超すような視聴者を集めた、ということを知った。実施体制さえ整えば、収益性はあるのではないかと。ニーズがあるかどうか、コンテンツをどうするか、ぜひお考えになったらどうかなと思う。また、今更だが、インターンシップ推進事業は、具体的に 10 日間の実習でどのようなことを体験させているのか。

(雨宮理事長) 公益法人協会の仕事を実習、また、会員の公益法人の訪問、内閣府訪問などを行い、最後にはレポートを提出してもらっている。

(橋本理事) 参加学生はゼミのつながりか、どういう学生か。

(雨宮理事長) 法制税制調査会に出ている中島先生のゼミの方などもいる。女子学生が多い。

(高宮理事) コロナ禍下での不安定を、職員の皆さんの頑張りと人件費面における協力で何とか事業を維持している面が、相当程度あると感じている。大事な公法協の仕事、これからも維持していかなくてはならない。職員の皆さんの頑張りが数字として分かるし、われわれ執行部の理事もそれをきちんと見なくてはならないと感じている。副理事長から、財務状況が好転したら 2020 年度に減額した賞与分など還元したいとご説明があったが、ぜひそうしていただき、何としても事業を維持し、いい仕事をしていきたい。事業計画をしっかり遂行していただきたいと強く思う。職員の方には敬意を表したい。

(雨宮理事長) 励みになるお言葉に感謝する。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第 9 回配分先及び金額の決定」の件(決議事項)

長沼理事から、同議案説明があった。説明によると、12 月の理事会で「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」そのものの終了について承認をいただいたところであるが、今回が最後の配分となる。原資が 200 万円ほど残っているのでこれを配分する。通常、公募前は現地のニーズ調査をしているが、今回はオンラインで、昨年 12 月中・下旬に岩手・宮城・福島各県の 8 団体に情報交換の依頼によりニーズ調査を行い、応募要項を作成した。募集期間は 2021 年 1 月 13 日～2 月 10 日、申請件数は 7 件。3 月 1 日に第 9 回配分委員会を開催し、委員 5 名により審議を行い、5 団体（岩手県 1 件、宮城県 2 件、福島県 2 件）計 180 万 80 円を採択した。当協会管理費として原資のうち 10%以内を充当した。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 3 号議案「『役員賠償責任保険』2021 年度契約締結」の件(決議事項)

鈴木副理事長から、同議案説明があった。説明によると、一般法人法改正（本年 3 月 1 日施行）により、一般社団法人・財団法人及び公益社団法人・財団法人は、法人として役員賠償責任保険に加入・更新する際に、理事会決議を得れば理事の利益相反の懸念がなくなるためである。今般、法律に規定されることにより、ある意味役員賠償責任保険がオーソライズされる。つまり、役員が負う可能性のある損害賠償について保険を付ける一方、一般的には

法人がその保険料を支払うとなると、利益を受けるのが役員で負担が法人となり利益相反となる可能性があり、現にそのような議論もこれまでにあったが、今回法律に規定し理事会の決議を経ればその分については利益相反の規定は適用しないという効果が生じることになる。利益相反の疑いを恐れなければ保険そのものは有効なので放っておいてもよいが、たまたま私どもの役員賠償責任保険の更新日が5月1日であることから理事会での決議を行うべくお諮りしたい。保険名称は、役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社であり、保険対象者は、理事、監事及び評議員である。なお、役員の定義は一般法人法の定義によれば理事・監事であり評議員は入らないが、我々の加入している保険は評議員を含んでいる。よって、評議員については保険としては有効であるが、利益相反行為については一般法人の改正により疑いがなくなるわけではないという形になるかと思う。ただし実際問題として、損害保険の恩恵を受けるのは理事がほとんどであり、評議員については責任が発生することはないと思うので実務的には大きな問題にならないのではないかと考えている。保険期間は5月1日から1年間であり、填補限度額は1億円（役員個々ではなくトータル）である。役員等がこの保険に入ることによる利益相反行為の疑いを避けるために理事会の承認をいただきたい、以上であった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（橋本理事）実際に損害賠償が起きるケースはどのようなケースが多いのか。

（鈴木副理事長）一般法人法第111条に役員等の責任を負う場合が規定されており、それに該当する場合である。また、第三者に対して損害賠償が起こる場合があるがこれは一般法第117条に規定されている。しかしながら、実際問題としてそれほど損害賠償訴訟が起こることはないと思う。社団法人の場合は社員代表訴訟があり、これは株式会社の株主代表訴訟と同じであるが、財団法人においてはそれほど保険事故としては発生しないかと思う。

（橋本理事）県知事を務めた経験から言うと、住民訴訟ほど怖いものはない。裁判によっては、何億円という賠償責任を負わされることもある。

（雨宮理事長）一般法人法の改正は他にもあるが、これらについてはこの後の報告事項でご説明させていただきたい。

（太田理事）その他の事例では、不法行為責任というものがある。例えば公益法人協会で言えば、セミナーをやっているときに主催者側の不注意で参加者の方が怪我をされた時に主催者としての責任を問われることはあり得る。財団法人の場合は全くないということでは必ずしもないと思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「2021年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬の月額については2020年度と同じであるが、6月の定時評議員会にて理事改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、とのことであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(襄理事) 2020 年度役員報酬は、俸給月額の 12 倍教ではないがなぜか。

(鈴木副理事長) 鈴木が週 5 日勤務から週 4 日勤務に変更になり減額したことのほか、長沼理事が途中から就任したことによるものである。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

第 5 号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)

長沼理事から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

・第 30 回評議員会

日 時 2021 年 6 月 29 日(火) 15 時開始

場 所 仏教伝道センター(港区芝)

目的である事項等

- ・2020 年度事業報告及び同附属明細書の承認
- ・2020 年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「監事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件
- ・「評議員会会長の選任」の件
- ・「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(渡邊理事) 6 月の定時評議員会の開催は、オンライン開催なのか実開催になるのかまだ分からないということか。

(雨宮理事長) 本理事会や 3 月に予定している評議員会と同様、Zoom を利用したオンライン方式を併用して開催することもあり得ると思う。

(渡邊理事) その場合、Zoom で行うということは、決議事項でないということによいのか。つまり、場所は決議の対象ではなく、仏教伝道センターとなっているがよいか。

(雨宮理事長) Zoom でもできるし、実開催でもできるようにしているという意味である。

(太田理事) この場合は、少なくとも一人は仏教伝道センターにいらっしゃって後の方は任意にオンライン参加ということになる。全員がオンラインの場合、定時評議員会が開催できなくなるという問題は発生しないか。

(鈴木副理事長) 全員がオンライン出席、すなわちバーチャル開催まで考えてはいない。

(太田理事) 完全バーチャル開催は今のところ法的に認められていないということか。最低一人は会場に出席し、後の方は会場に来るかオンラインかは自由に、という理解でよいか。

(鈴木副理事長) その理解でよい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

下記の報告が行われた。

(1) 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」をめぐる動向（雨理事長）

2019年11月、内閣府特命担当大臣決定により設置された同会議は、9回の審議を経て、2020年11月30日の第10回有識者会議で「最終とりまとめ」案が提示され、同12月25日、同「最終とりまとめ」が公表された。これに対して当協会は、さわやか福祉財団、助成財団センターと3団体連名による声明「『公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）』の発表について」を同日、ホームページ等に掲載した。今のところ、法律やガイドラインの改正は出ていないが、この10回にわたる有識者会議がどのような目的のために開催されたのか、結論ありきのところがあり非常に分かりにくい会議であったと感じている。しかしながら、各回の議事録が公開され、パブコメとその回答も公表されているので、ここだけの議論に終わらせることなく今後につなげ活かしていきたい、とのことであった。

(2) 一般法人法の改正(3/1 施行)及びその関連事項（鈴木副理事長）

令和元年12月11日の会社法の一部を改正する法律及び関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正された。令和3年3月1日施行。全部で7項目から成るが、社員総会参考書類等の電子提供、従たる事務所に関する登記不要は令和4年施行の見込みである。また、本日の理事会で決議いただいた役員等賠償責任保険については理事会決議を要するものであり、留意する必要がある。なお補償契約については実際に一般法人が該当するかどうかは分からないので詳細が判明した時点でご説明することとしたい。また、印鑑関連として、商業登記法の改正に伴う整備法の改正において、法人の印鑑届け出義務が削除され、2月15日に施行された。しかしながら、法律としては削除したものの実務としては印鑑を届け出ておいたほうがよいというのが司法書士のアドバイスであり、印鑑は届け出たままにしてITを併用する形にしたほうが便利な場合もある。河野規制改革担当大臣の印鑑不要論に伴う流れの中で、現時点では内閣府の規制改革推進室で48法律が対象となっているが、施行が本年9月1日であり、また48法律を整理し関係のあるものがあれば説明させていただきたい、とのことであった。

(3) 「創立50周年記念募金」の応募状況等（長沼理事）

理事・評議員に昨年12月半ば以降に依頼状を送らせていただき募金のご協力をお願いをさせていただいたところ、個人の方5件（計120万円）、法人9件（95万円）のご協力を得た。これから会員の皆様に対し募集の範囲を広げたい、とのことであった。

(4) 「民間法制・税制調査会」進捗状況及び2021年度訪米調査計画（鈴木副理事長）

コロナの影響を受けなかなか開催ができなかったが、第1回調査会（6月22日開催）でNPO法人会計について、第6回調査会（1月18日開催）で社会福祉法人・学校法人・公益法人会計基準の比較等について取り上げた。これは、同じ非営利の世界で法人格等により会計が異なっているので、これを改めてしっかり勉強しておくことが公益法人会計の今後の提言に役立つと思ひ企画し、いずれも中田監事からご教授いただいた。第2回（7月30日開催）～5回調査会（11月30日開催）では、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」への対応について報告し、皆様のご意見を私どものステ

イトメント等に活用させていただいたところである。また、一昨年、小規模法人の会計を中心に草の根の公益活動の実態について訪英調査を実施したが、今年度は訪米調査を計画したところコロナの影響で来年度にずれこみ、現在の予定では8月下旬を考えている、とのことであった。

(5) 2020年度入退会の状況（鈴木副理事長）

報告によると、当初、2020年の入会50件という意欲的な目標を立てたところだが、コロナの影響を受け入会が振るわず、2月末時点の会員動向は入会が23件、退会が35件であり、年度末の見込みはマイナス12となる見込みである。会員の維持・増強に引き続き全力で努めていきたい、とのことであった。

(6) 2020年度下期コンプライアンスの状況（鈴木副理事長）

下期は、特にコンプライアンス上抵触する事例は見られなかった。下期に勉強会をもう一度開催したい、とのことであった。

(7) その他報告

上記(6)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）及び公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長及び長沼理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」（会員、社内システム、団体保険等）が長沼理事であった。

また、最後に長沼理事より、2020年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回・第62回（通常）理事会の開催日を2021年6月9日（水）、場所は本日と同じ会場とする旨、また第63回（臨時）理事会の開催日は今のところ同6月29日（火）、定時評議員会終了後に開催する旨、連絡があった。

報告事項に関して、次の質疑応答があった。

（太田理事）内閣府ガバナンス有識者会議について、実際に報告書の内容を盛り込んだ法改正をやるのかどうかお聞きしたい。もともとガバナンスの話は、自民党がスポーツ団体の不祥事から発生し、それが公益法人に波及し内閣府に降りてきたものであり、当時内閣府の意気込みはあまりなかったように感じているが、現在はどのように見ているのか。それから、社外役員について、内閣府はどのように見ているのか。我々で言えば執行部3名、かつての代表である自分を含めれば4名、他はすべて社外となるが、公益財団法人における社外の定義について、内閣府はどのように考えているのか。

（雨宮理事長）改正をするかどうかははっきり分からない。今の状態であれば改正する必要はなく、行政庁の指導によるのかと思われる。最近のオリンピック組織委員会の話だが、理事35名を45名にして評議員は6名。バランスが悪い。内閣府は何も言わないのだろうか。外部の話としては、月刊誌の座談会では片山先生からも話があったが、そもそも何が外部か、定義はできていない。公益法人の役員の方はほとんどが外部の方。事業会社では有給で700万円くらいが平均と言われているが、現実にはそのような額を出せる公益法人は少ない。行政庁勧告の例は少ないのに、わざわざそこから取り出して、専門的な会計の先生を加えたらうまくいったなどというが、どこがうまくいったのか明らか

でない。不祥事をきちんと分類もしていないし不祥事を改めるためにこうしたらよいのでは、などというのは思い付きではないか、根拠が薄いのではないかと思う。改めて、外部の定義は分からない。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時50分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事は記名押印する。

2021年3月4日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 匡

監 事 平川 純

(別紙)

2021年度役員報酬(4~6月)の金額等

(単位:円)

| 理事氏名 | 号俸 | 俸給月額 | 2021年 4~6月 合計 | 2020年度 役員報酬 | 勤務形態 (所定勤務) |
|-------|----|---------|---------------------|----------------|----------------|
| 雨宮 孝子 | 12 | 320,000 | 960,000 | 3,840,000 | 週2日 |
| 鈴木 勝治 | 22 | 520,000 | 1,560,000 | 6,480,000 | 週4日 |
| 長沼 良行 | 23 | 540,000 | 1,620,000 | 4,860,000 | 週5日 |

* 役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。